

利 用 上 の 注 意

I 工業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第10号）であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される（平成8年工業統計調査に適用された工業統計調査規則については、付録を参照されたい。）。

3 調査の期日

平成8年工業統計調査は、平成8年12月31日現在で実施した。

4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。工業統計調査は特定の年次（西暦末尾0, 3, 5, 8年）については全数調査を実施し、それ以外の年には従業者3人以下の事業所であって特定業種（別表1参照）に該当しない事業所を調査の対象から除外して調査を実施している。今回（平成8年）は特定年次以外の調査年に該当する。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により調査した。

6 公 表

平成8年工業統計調査の集計結果は、平成8年工業統計表「産業編」、「品目編」、「市町村編」、「工業地区編」、「用地・用水編」及び「企業統計編」として公表する。

本編（品目編）は、従業者4人以上の事業所の製造品及び加工品を品目別に集計したものである。「産業編」は、事業所を日本標準産業分類に基づいて、その主たる製造活動によって分類し、産業別に集計したものである。「市町村編」は、従業者4人以上の事業所について主要な調査項目を市区町村別に集計したものである。「工業地区編」は、従業者4人以上の事業所について主要な調査項目を都道府県別、工業地区別に集計したものである。「用地・用水編」は、従業者30人以上の事業所について、工業用地、工業用水に関する調査項目を集計したもので、工業用地・工業用水の使用状況などを表章している。また、「企業統計編」は、事業所単位の調査結果である産業編の内容を企業別に再編集し、企業単位集計を行ったものである。

別表1 特 定 業 種 一 覧 表

産 業 分 類		備 考
小 分 類 (3けた)	細 分 類 (4けた)	
143 ねん糸製造業	1431 ねん糸製造業（かさ高加工糸製造業を除く） 1432 かさ高加工糸製造業	

144 織物業	1441 綿・スフ織物業 1442 絹・人絹織物業 1443 毛織物業 1444 麻織物業 1449 その他の織物業	・幅13cm以上のもの。
145 ニット生地製造業	1451 丸編ニット生地製造業 1452 たて編ニット生地製造業 1453 横編ニット生地製造業	
152 ニット製外衣・シャツ製造業	1521 ニット製外衣（アウターシャツ類、セーター類などを除く）製造業 1522 ニット製アウターシャツ類製造業 1523 セーター類製造業 1529 その他のニット製外衣・シャツ製造業	
153 下着類製造業の一部	1532 ニット製下着製造業 1534 ニット製寝着類製造業	・織物製下着製造業（1531）、織物製寝着類製造業（1533）、補整着製造業（1535）を除く。
156 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業の一部	1564 靴下製造業 1565 手袋製造業	・ネクタイ製造業（1561）、スカーフ・マフラー製造業（1562）、ハンカチーフ製造業（1563）、帽子製造業（帽体を含む）（1566）、他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業（1569）を除く。
171 家具製造業	1711 木製家具製造業（漆塗りを除く） 1712 金属製家具製造業 1713 マットレス・組スプリング製造業	・プラスチック製家具、ガラス製テーブル（1799）、漆塗家具（3461）を除く。 ・金庫（2891）を除く。 ・和室用マットレス（1591）、個々のスプリング（2892）を除く。
173 建具製造業	1731 建具製造業	・木製サッシ（1621）を除く。
232 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	2321 ゴム製履物・同附属品製造業 2322 プラスチック製履物・同附属品製造業	・合成皮革製を含む。
241 なめし革製造業	2411 なめし革製造業	
242 工業用革製品製造業（手袋を除く）	2421 工業用革製品製造業（手袋を除く）	・革製手袋は2451に分類される。
243 革製履物用材料・同附属品製造業	2431 革製履物用材料・同附属品製造業	
244 革製履物製造業	2441 革製履物製造業	
245 革製手袋製造業	2451 革製手袋製造業	・合成皮革製を含む。 ・一部革製手袋（1565）を除く。
246 かばん製造業	2461 かばん製造業	・材料のいかんを問わない。
247 袋物製造業	2471 袋物製造業（ハンドバッグを除く） 2472 ハンドバッグ製造業	・材料のいかんを問わない。
248 毛皮製造業	2481 毛皮製造業	・毛皮製衣服、身の回り品（1541）を除く。
249 その他のなめし革製品製造業	2499 他に分類されないなめし革製品製造業	・なめし革衣服（1569）、運動用具（3434）を除く。
254 陶磁器・同関連製品製造業	2541 衛生陶器製造業 2542 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業 2543 陶磁器置物製造業 2544 電気用陶磁器製造業 2545 理化学用・工業用陶磁器製造業 2546 陶磁器タイル製造業 2547 陶磁器繪付業 2548 陶磁器用はい（坏）土製造業 2549 その他の陶磁器・同関連製品製造業	・陶磁器製がん具（3431）を除く。 ・石タイル（2583）を除く。

282 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	2821 洋食器製造業 2822 機械刃物製造業 2823 利器工具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く） 2824 作業工具製造業（やすりを除く） 2825 やすり製造業 2826 手引のこぎり・のこ刃製造業 2827 農業用器具製造業（農業用機械を除く） 2829 その他の金物類製造業	・貴金属製（3411）を除く。 ・ライター用やすり（2899）を除く。 ・農業用機械（2921）を除く。
-----------------------	---	--

注) 産業分類の小分類（3けた）は日本標準産業分類、細分類（4けた）は工業統計調査用の分類による。

II 平成8年工業統計表 品目編（本編）について

1 品目編の集計

本編は、平成8年工業統計調査において従業者30人以上の事業所について調査した「工業調査票甲」の12項の「ア品目別製造品出荷額」、「イ品目別製造品在庫額」及び「ウ加工賃収入額」並びに29人以下の事業所について調査した「工業調査票乙」のうち、9項の「ア品目別製造品出荷額」及び「イ加工賃収入額」を集計したものである。

2 集計項目の説明

- (1) この「品目編」の品目別事業所数は、産業の格付けと無関係に、当該品目を生産した事業所のすべてが集計されている。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの。）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成8年中に返品されたものを除く。）
- (2) 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を平成8年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次の場合も製造品出荷に含められる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの。）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成8年中に返品されたものを除く。）
- (3) 製造品の出荷金額は、工場出荷価額によっている。特に、
 - ア 内国消費税（消費税、酒税、揮発油税、地方道路税及びたばこ税）を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額によっている。
 - イ 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた販売価額によっている。
- (4) 製造品の在庫とは、その事業所の所有に属する製造品の調査時点（12月31日）現在の在庫である。
 - 半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの並びに転売用の商品（他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの）は含んでいない。なお、本編第1部7 品目別在庫に関する統計表と、「産業編」1-(2)(3)表と3-(2)(2)表の在庫額の数値は、集計範囲の相違から一致しない。
- (5) 加工賃収入額とは、平成8年中に、他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃である。
- (6) 「5 品目別出荷における産業別事業所数及び出荷額」及び「6 産業別出荷における品目別事業所数及び出荷額」

工業統計調査においては多品目の製造品を製造する事業所の産業格付は、生産するそれぞれの品目の製造品出荷額の大きさの割合によってその事業所の産業が決定されている。したがって、生産品目は同一品目でも、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業からも生産されている。

このような品目と産業との関係を示したものが次の①、②であり、いずれも従業者10人以上の事業所のものである。

- ① 「5 品目別出荷における産業別事業所数及び出荷額」は生産品目がどのような産業から生産されているかを
産出率の多い産業順に列記したものであり次の算式によっている。

$$A\text{品目のB産業産出率} = \frac{A\text{品目のB産業出荷額}}{A\text{品目の全出荷額}} \times 100\ (\%)$$

- ② 「6 産業別出荷における品目別事業所数及び出荷額」は各産業がどのような製造品を出荷しているかを出荷
 率の多い品目順に列記したものであり次の算式によっている。

$$A\text{産業のB品目出荷率} = \frac{A\text{産業のB品目出荷額}}{A\text{産業の全出荷額}} \times 100\ (\%)$$

この統計表における産業細分類別の事業所数は、品目別の事業所数を合計した延べ事業所数ではなく、当該
 産業に属する事業所の数である。

ただし、ここでいう当該産業に属する事業所とは、賃加工専業の事業所を除外しているため、「産業編」に
 おいて、産業格付けを行って集計した事業所数と一致しないこともある。

なお、産出率・出荷率が2%未満の産業・品目については、省略されている。

3 工業統計調査用商品分類について

日本標準産業分類の改訂に伴い、平成6年調査より工業統計調査用商品分類も改訂したため、平成4年～5年の
 時系列数値で、品目番号（6けた）の積み上げである中分類（2けた）の数値が一致しないものがある。

4 表 章

各統計表については、従業者4人以上の事業所に関する統計表を基本としている。

5 記号及び注記

(1) この統計表中「—」は該当数値なし、「0」は四捨五入のため単位未満、「△」はマイナスの数値を表わし、また、「x」は1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる
 おそれがあるので、秘匿した箇所である。なお、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所の数値が
 前後の関係から判明する箇所は、「x」で表わした。

(2) 金額の単位は百万円とし、単位未満は四捨五入した。

(3) 事業所の従業者区分は平成8年12月31日現在の従業者数によった。

6 第1部 製造品に関する統計表「1 品目別出荷及び事業所数（従業者4人以上の事業所）」について

時系列数値のうち平成6年の数値については、兵庫県下の被災地域の一部においては調査票の回収が困難となっ
 たため、回収された兵庫県を含めた47都道府県値となっている。利用に当たっては注意されたい。

7 この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業省編 平成8年工業統計表」による旨を明記して
 ください。

8 質疑の問い合わせ先

この統計表について問い合わせのある場合は、

郵便番号100-8902

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 通商産業大臣官房調査統計部商工統計課

（電話 （03）3501-9929（直通））あてに御連絡ください。

本統計表は再生紙を使用しております。